

### 3-2 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の施行について

環境省が都道府県知事等に対し、平成25年3月6日付で、VOC濃度測定に係る大気汚染防止法施行規則の改正内容について通知したものです。

この改正により、VOC濃度測定の法定回数は、従前は原則「年2回以上※」でしたが、「年一回以上」に変更されました。

※一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上の揮発性有機化合物排出施設に係る測定については、年一回以上

出典：環水大大発1303061号、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）、環境省水・大気環境局大気環境課長名、平成25年3月6日

環水大大発第1303061号  
平成25年3月6日

都道府県、大気汚染防止法政令市  
大気保全担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成25年環境省令第4号）が平成25年3月6日に公布され、即日より施行される。

ついては、下記の事項について、適切に運用されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

#### 記

##### 1 改正の背景及び趣旨

これまでの取組の結果、揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）の排出量が目標を大幅に上回る削減を達成した状況を踏まえ、事業者の負担軽減を図り、より効率的な体系作りを推進するため、VOC濃度の測定に係る規定について、所要の改正を行うこととしたものです。

##### 2 改正内容

大気汚染防止法第17条の12の規定に基づくVOC濃度の測定は、VOC排出施設を稼働させている時間帯において、最も負荷のかかる時にVOC濃度を測定すればよいことから、年1回以上としました。

なお、今回の改正において、VOC排出施設の休止に係る措置を定めていませんが、「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（通知）」（平成17年6月17日付け、環管大発第050617001号）第10、2の「1年を通して休止し、VOCを大気中に排出していないVOC排出施設については、引き続きVOC濃度の測定は必要ない。」については、今後も同様に取り扱うこととするので、ご了知ください。

### 3-3 事業者等による揮発性有機化合物（VOC）の自主的取組促進のための指針

経済産業省が、平成24年3月26日付で公表した資料です。この「指針」では、「自主行動計画」「自主的取組実績報告」の策定上の留意点と記載項目について定めています。

出典：産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会、化学・バイオ部会リスク管理小委員会産業環境リスク対策合同ワーキンググループ平成24年度第10回配付資料（平成24年3月26日）

平成24年3月26日  
経 済 産 業 省

本指針は、揮発性有機化合物（VOC）を取扱う事業者及び業界団体が、その事業活動に伴って大気へ排出されるVOCを効果的に抑制することを目的として、自主行動計画の策定、排出抑制対策の実施等を行うにあたり、考慮することが望まれる事項について定めたものである。

## 1. 自主行動計画の策定等

業界団体において自主行動計画の策定・変更、毎年の実績報告を行う際は、以下の点に留意する。また、別添様式は、毎年の実績報告を行う際の参考であるが、これの記載をもって自主行動計画に代えることができる。

- ・平成12年度（基準年度）、直近年度等の排出量を、物質収支、排出係数、物性値、実測値等から推計する。
- ・使用量の推計には、原材料の出荷量等の既存データを利用する。
- ・効率的な管理を行う観点から、多くの排出量を補足できるよう対象事業所、対象物質等を整理する。
- ・これまでに実施してきた対策による排出削減量等を踏まえ、業界団体、行政等が提供している対策マニュアル等を活用し、原材料メーカー、設備メーカー等とも相互に協力しつつ、実施可能な対策の効果、コスト等について検討する。
- ・これまでの排出状況、実施可能な対策等を踏まえ、引き続き排出抑制に努めることとし、対策の内容について可能な範囲で記載する。なお、「揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制のあり方について（意見具申）」（平成16年2月3日中央環境審議会）において、「我が国全体の固定発生源から排出されるVOC排出量を平成12年度に比して3割程度削減すること」が施策目標とされている。
- ・上記の施策目標は、自動車NOx・PM法にもとづく総量削減基本方針の目標（関東、関西、中部の対策地域における浮遊粒子状物質の環境基準の達成）を踏まえていることから、地域別の排出量についても可能な範囲で推計する。

## 2. 自主行動計画の実施等

### 1) 実施に向けた体制整備

事業者及び業界団体は、対策を実施するための作業要領の作成、VOCの取扱工程に従事する者の研修等を行い、自主行動計画に盛り込まれた対策が確実に実施される体制を整備する。

### 2) 排出抑制対策の実施

事業者は、作業・工程管理の工夫、代替物質の使用、回収・処理設備の設置等の対策を実施する。その際、業界団体、行政等が提供している対策マニュアル等を活用し、原材料メーカー、設備メーカー等とも相互に協力しつつ、VOCの取扱工程の実態に即して、技術的かつ経済的に最も適切な対策の導入に努める。なお、代替物質の選定にあたっては、オキシダント生成能、SPM生成能、物理化学的性状、有害性、経済性等を考慮する。

また、大気以外への排出抑制にも努め、水域、土壌等への流出防止、労働環境の保全等に留意する。

## 3. 自主行動計画の実績報告等

### 1) VOCの排出量の推計等

事業者は、対策による排出削減量、物質収支、排出係数、物性値、実測値等から施設単位、事業所単位等の排出量を推計する。業界団体は、これらをアンケート等によって集計し、団体単位の排出量を推計する。なお、地域別、物質別の排出量についても、可能な範囲で推計する。

また、中小企業の多い業界団体においては、より広範な参加を促す観点から、選択肢方式のアンケートを採用する等、集計方法を工夫する。

### 2) 自主行動計画の評価及び見直し

業界団体は、毎年排出状況、対策の実施状況等を評価し、必要に応じて対策の内容の見直しを行う。

### 3) 実績報告及び情報提供

業界団体は、別添様式を参考として、毎年排出状況等を経済産業省へ報告するとともに、関係者の理解等を促進するため、対策の実施状況等について、報告書の公表、説明会の開催等の情報提供に努める。

(別添)

VOC自主行動計画(様式)

団体名                      ○○協会

○揮発性有機化合物(VOC)の排出状況 (単位:トン)

		平成12年度 (基準年度)	平成17年度	...	平成22年度	平成23年度
全国	使用量 <sup>※1</sup>					
	排出量					
排出量の削減率(%) <sup>※2</sup>						
排出量の目標達成率(%) <sup>※3</sup>						
自主取組参加企業数						

※1 使用量とは、燃焼以外の目的で使用したVOCの量とする。

$$\text{※2 削減率(}\%) = \frac{\text{基準年度の排出量} - \text{当該年度の排出量}}{\text{基準年度の排出量}} \times 100$$

$$\text{※3 達成率(}\%) = \frac{\text{基準年度の排出量} - \text{当該年度の排出量}}{\text{基準年度の排出量} - \text{目標排出量}} \times 100$$

○使用量の推計方法

○排出量の推計方法

○業界における自主行動計画の捕捉率

○地域別の排出状況 (単位:トン)

		平成12年度 (基準年度)	平成17年度	...	平成22年度	平成23年度
関東地域	使用量					
	排出量					
関西地域	使用量					
	排出量					
中部地域	使用量					
	排出量					

関東地域(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)

関西地域(大阪府、兵庫県)

中部地域(愛知県、三重県)

○物質別の排出状況

全国:△△施設 (単位:トン)

物質名	基準年度 (平成12年度)	平成23年度
トルエン		
キシレン		
ジクロロメタン		
...		
...		
合計		

関西地域:△△施設 (単位:トン)

物質名	基準年度 (平成12年度)	平成23年度
トルエン		
キシレン		
ジクロロメタン		
...		
...		
合計		

関東地域:△△施設 (単位:トン)

物質名	基準年度 (平成12年度)	平成23年度
トルエン		
キシレン		
ジクロロメタン		
...		
...		
合計		

中部地域:△△施設 (単位:トン)

物質名	基準年度 (平成12年度)	平成23年度
トルエン		
キシレン		
ジクロロメタン		
...		
...		
合計		

○平成23年度までに実施した排出抑制対策

対策名	対策の概要	排出抑制物質名	対策導入時期	年間削減量(トン)	設備投資費(万円)	運転費用(万円)

○平成23年度までに実施した対策についての自己評価

.

○平成24年度以降に実施予定の排出抑制対策

.

○その他自主行動計画に記載した事項の進捗状況等

.

### 3-3 県条例による炭化水素系物質の排出規制

愛知県では、県民の生活環境の保全等に関する条例（第2条、第16条）により、炭化水素系物質発生施設及び構造等の基準を定めています。

炭化水素系物質発生施設及び構造等の基準（県条例施行規則第6条、同第20条）

項番号	炭化水素系物質発生施設	対象規模	炭化水素系物質発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準
1	原油、ガソリン、ナフサ、農耕用燃料油又はジェット燃料油（規格 K2209 に規定する1号及び2号のジェット燃料油を除く）及び有機溶剤（石油系炭化水素、ハロゲン化炭化水素、アルデヒド類、ケトン類及びアルコール類に限る）の貯蔵施設	貯蔵能力が1,000 キロリットル以上であること	<ol style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 浮屋根型の施設であること。</li> <li>ロ 固定屋根型、たて型、横型及び球型の施設にあつては、通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置されていること。</li> </ul> </li> <li>油送車から排出される炭化水素系物質を除去するための装置を設置し、油送車に原油、ガソリン、ナフサ、農耕用燃料油、ジェット燃料油及び有機溶剤を注入する場合は、これを使用すること。</li> </ol>
2	ガソリンスタンドに設置されるガソリンの貯蔵施設	貯蔵能力の合計が40キロリットル以上であること	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>施設の通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置されていること。</li> <li>施設の通気管に油送車と直結する炭化水素系物質回収装置が設置されていること。</li> </ol>
3	ベンゼン、アクリロニトリル又は酸化エチレンの貯蔵施設（1の項に掲げるものを除く）	貯蔵能力の合計が10キロリットル以上であること	<ol style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 浮屋根型の施設であること。</li> <li>ロ 固定屋根型、たて型、横型及び球型の施設にあつては、通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置されていること。</li> </ul> </li> <li>次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 油送車から排出される炭化水素系物質を除去するための装置を設置し、アクリロニトリル等を注入する場合は、これを使用すること。</li> <li>ロ 施設の通気管に油送車と直結する炭化水素系物質回収装置が設置されていること。</li> </ul> </li> </ol>

注 1 炭化水素系物質とは、気体状又は微粒子状の炭化水素系の物質（ばい煙を除く。）をいう。

注 2 項番号とは、県条例施行規則別表第3の項番号をいう。

## 4 Q & A

Q 1. VOC排出抑制計画の見直しや変更はできますか？

A 1. 各事業所のVOC排出実績や対策の進捗実施状況を評価して、必要であれば見直しや変更を行ってください。

Q 2. VOC排出抑制計画は、県に提出するのですか？

A 2. 県に自発的に提出する必要はありません。

VOC排出抑制計画の策定状況や、VOC排出実績等を把握するための調査を実施する際には、ご協力をお願いします。

Q 3. 自主行動計画を作成している業界団体に所属していますが、VOC排出抑制計画は策定するのですか？

A 3. 自主行動計画は、業界全体の計画であり、VOC排出抑制計画は企業ごとの計画です。それぞれの実情に合わせた目標や対策を定めるため、企業ごとにVOC排出抑制計画を策定し、VOCの削減をお願いします。VOC排出抑制計画を作成する際は、自主行動計画の削減目標や対策を参考にしてください。(目標の設定については、本編4ページや10ページも参考にしてください。)

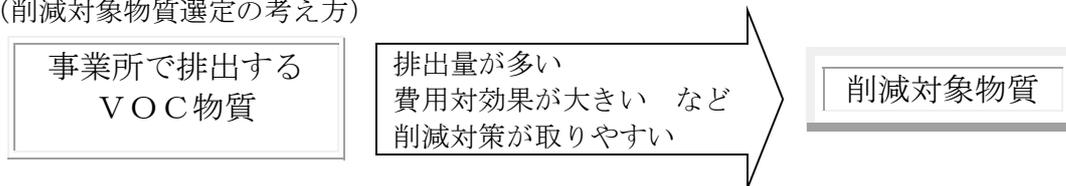
Q 4. 企業全体でVOC排出削減に取り組んでいますが、事業所ごとにVOC排出抑制計画を策定するのですか？

A 4. 企業全体で取り組む場合も、それぞれの事業所ごとに目標や対策を定め、VOCの排出削減を進めることが望ましいですが、企業全体でVOC排出抑制計画を策定しても構いません。

Q 5. 排出する全種類のVOC物質について排出削減をするのですか？

A 5. VOCの排出量の削減が目的ですので、全種類のVOC物質について排出削減をする必要はありません。それぞれの事業所の実情に合わせて、どの物質を削減対象にするかを選択し、削減対象物質に適した対策を実施してください。

(削減対象物質選定の考え方)



Q 6. VOC排出量は、基準となる排出量から必ず削減するのですか？

A 6. 既に対策を実施しており、更なる対策が難しい場合はその状況に見合った削減を、VOC削減効果の高い対策がとれる場合は、より踏み込んだ削減をお願いします。

Q 7. 基準年度（平成12年度）の排出量を推計できない場合は、平成13年度以降の実績値を基準排出量として使用してもいいですか？

A 7. 平成13年度以降の実績値を使用しても、暫定的に設定した平成12年度の推計値を設定しても構いません。また、把握している実績データ等を用いて推計をやり直した結果、設定済みの値と異なっても構いません。やり直した結果を基に、必要であれば計画の見直しや変更を行いましょう。

Q 8. 中間年度での目標や年度ごとの目標は、設定しなくては行けませんか？

A 8. 中間年度での目標や年度ごとの目標設定が困難な場合は、未設定としても構いませんが、目標年度とその年度における排出量は設定しまししょう。

Q 9. 購入しているVOC製品（塗料、溶剤等）に含まれているVOC物質名や含有率を知る方法を教えてください。また、含まれている物質や含有率は、どの程度まで詳しく把握すればいいですか？

A 9. 製品に含まれる物質名等を知るには、①MSDS<sup>\*1</sup>を請求する、②販売元に問い合わせる、③技術資料<sup>\*2</sup>を参考にするなどの方法があります。

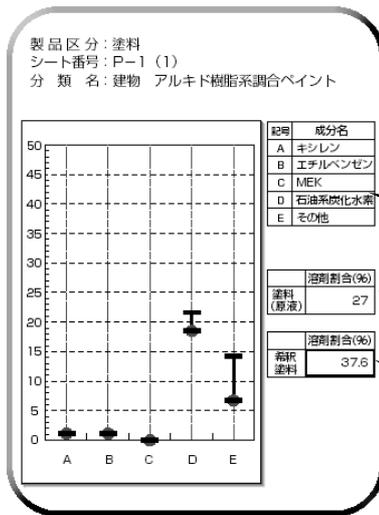
また、どの程度まで把握するかについては、①～③の方法や既存資料などにより把握できる範囲で構いません。なお、微量取扱物質や社外秘取扱等は、一括りにして「その他VOC」として扱って構いません<sup>\*3</sup>。

※ 1 MSDS (Material Safety Data Sheet : 製品安全情報シート) は、P R T R法、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法の3つの法律に定められた指定物質について、それを含む製品に関する安全性情報等を記載したもので、販売時に添付する義務が課せられています (資料編55ページ参照)。

製品安全データシート	
〇〇株式会社	
1. 化学物質	
(1) 化学物質のコード	〇〇〇〇-××××
(2) 化学物質の名称	△△△△
2. 危険有害性の要約	
(1) 蒸気は空気と混合し、引火爆発の危険がある。	
(2) 極めて低温で引火する。	
(3) 有毒である。	
3. 組成、成分情報化学名	
(1) 成分および含有量	90%以上
(2) 化学式または構造式	□□□□□
4. 応急処置	
5. 火災時の処置	
6. 漏出時の措置	
7. 取扱いおよび保管上の注意	
...	

「製品安全情報シート」の例

※2 VOC排出抑制の手引き（平成18年5月、経済産業省・(社)産業環境管理協会）参考資料には、塗料・印刷インキ・接着剤について、代表的な成分とその平均的な組成などを示した「製品情報シート」が記載されています（資料編55ページ参照）。



代表的な成分を5つまで示しています。

塗料（原液）の溶剤の割合を示しています。

VOC製品に占める溶剤の割合(=大気排出率)を示しています。

「製品情報シート」

※3 塗料の製品情報の例

トルエン	10%
キシレン	20%
ブタノール	2%
酢酸ブチル	5%

このような場合、ブタノールや酢酸ブチルは微量取扱物質として「その他VOC」としてまとめても構いません。

Q10. 既にPRTTR指定化学物質の低減に取り組んでいますが、VOCに該当する物質とPRTTR指定化学物質は違うのですか？

A10. PRTTR制度では、環境中に広く継続的に存在し、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質が指定されています。VOC (Volatile Organic Compound) は、揮発性を有し大気中でガス状となる有機化合物の総称であり、VOCに該当する主な100物質のうち、PRTTR届出対象物質（第1種指定化学物質、354物質）はトルエン、キシレン、1,3,5-トリメチルベンゼン、ジクロロメタンなど38物質があります。詳しくは、18ページの間合せ先にお問い合わせください。

Q11. VOCの排出量を削減するメリットは？

A11. 溶剤の蒸発防止や回収溶剤の再利用を行うことにより、溶剤使用量が削減できます。また、溶剤臭も減ることから、周辺住民からの悪臭苦情の防止や作業環境の向上にもつながります。

## 5 VOCに関する情報（HP情報）

### （1）環境省のホームページ「揮発性有機化合物（VOC）対策」

<http://www.env.go.jp/air/osen/voc/voc.html>

1. VOCの排出規制制度（関係法令等）
2. VOC濃度の測定法
3. 審議会答申等
4. 関係資料  
…審議会で使用された主な資料やパンフレットなどが掲載されています。
5. VOCインベントリの検討

### （2）東京都のホームページ

#### 「揮発性有機化合物（VOC）対策」

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/voc/index.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/voc/index.html)

1. 大気汚染防止法
2. 環境確保条例
3. VOC管理計画
4. VOC対策ガイド  
…工場からのVOC排出を削減するための具体的な抑制手法をまとめた「工場内編」と、屋外塗装においてVOC発生が少ない塗料を選択するための情報や、建築工事における防水工事・塗り床施工・建築接着工法から発生するVOCに関する情報を整理した「建築・土木工事編」に分かれています。
5. 環境技術実証モデル事業（環境省ETV事業）  
…中小規模の印刷・塗装工場等を対象とした比較的安価で省スペース型の排ガス処理装置について技術評価を行っています。
6. アドバイザー

#### 「大気への有害化学物質の排出防止対策」

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/gas/prevention.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/gas/prevention.html)

1. 炭化水素類の排出低減対策
2. 炭化水素類排出低減事例集  
…金属等脱脂工程、ドライクリーニング、塗装、ガソリンスタンドでの排出低減対策事例が紹介されています。

### （3）埼玉県のホームページ

#### 「炭化水素類・揮発性有機化合物（VOC）に関する規制」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/koujoukisei/voc-kisei.html>

#### 炭化水素類排出抑制取組事例集

…炭化水素類の抑制対策の取組事例が掲載されています。

#### (4) PRTR/MSDS関係

「PRTR排出量算定マニュアル」(経済産業省) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/4.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/4.html</a>
「化学物質排出把握管理促進法」(経済産業省) …PRTR制度・MSDS制度、インフォメーション、Q&Aなどが掲載されています。 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>
「PRTR制度」 <a href="http://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr.html">http://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr.html</a> 「SDS制度」 <a href="http://www.nite.go.jp/chem/prtr/msds/msds.html">http://www.nite.go.jp/chem/prtr/msds/msds.html</a> (独立行政法人 製品評価技術基盤機構) …PRTR制度及びSDS制度に関する情報やQ&Aなどが掲載されています。

#### (5) 融資制度・優遇税制

愛知県の 融資制度	環境対策貸付金利子補給制度 …愛知県経済環境適応資金(パワーアップ資金【環境・省エネ】)の融資を受けられた方で、 県が適当と認めた公害防除対策のための施設整備等を行った方を対象に、返済時の金利負担 の一部を利子補給する制度です。 (愛知県環境局) <a href="http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyo/0000069974.html">http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyo/0000069974.html</a>
	小規模企業等振興資金 …中小規模事業者向けの事業資金の融資制度
	一般事業資金 …一般的な事業資金の融資制度
	中小企業組織強化資金 …協同組合等の事業資金の融資制度
	経済環境適応資金 …経済環境の変化に適応するために必要な事業資金の融資制度 (愛知県経済産業局) <a href="http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html">http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html</a>
名古屋市の 融資制度	名古屋市環境保全設備資金融資 …中小規模企業者が、公害の防止その他の環境保全対策を実施し、市民の快適な生活環境を確 保するために必要とする資金の融資をあっせんする制度 (名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課大気騒音係) <a href="http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-20-1-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-20-1-0-0-0-0-0-0.html</a>
その 他の 優遇 税制 ・ 融資 制度	中小企業投資促進税制(中小企業庁) <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyokigyoutousisokusinzeisei.htm">http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyokigyoutousisokusinzeisei.htm</a>
	VOCに係る税制優遇措置・特別融資制度(環境省) <a href="http://www.env.go.jp/air/osen/voc/materials.html">http://www.env.go.jp/air/osen/voc/materials.html</a>
	DBJ環境格付融資(日本政策投資銀行) <a href="http://www.dbj.jp/service/finance/enviro/index.html">http://www.dbj.jp/service/finance/enviro/index.html</a>
	環境・エネルギー対策資金(日本政策金融公庫) <a href="http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html">http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html</a>
	助成金制度((独)中小企業基盤整備機構) <a href="http://www.smrj.go.jp/sme/funding/regional_fund/index.html">http://www.smrj.go.jp/sme/funding/regional_fund/index.html</a>

# VOC 排出抑制計画

平成26年 4月 1日作成

## 1 目標（各年度におけるVOCの大気排出量、基準年度からの削減率）

平成25年度（基準年度）	k g
平成30年度（中間目標年度）	k g（削減率： %）
平成35年度（目標年度）	k g（削減率： %）

## 2 対 策

工 程	
使用する主なVOC物質	
対 策 内 容	
実 施 時 期	

## 3 推進体制

	職 務 分 担	時 期

# 年度VOC排出実績書

年 月 日作成

## 1 VOC排出実績

年度（基準年度）排出量	k g
年度排出量	k g
基準年度排出量からの削減量	k g
基準年度排出量からの削減率	%
（参考）目標排出量（ 年度排出量）	
基準年度排出量からの削減量	k g
基準年度排出量からの削減率	%

## 2 対策実績

対 策	実 績	備 考

## 3 計画の進捗状況と目標達成見込み

## 4 今後の課題

【1-1 貯蔵・給油工程】

貯蔵・給油する物質の名称	年間搬入量	年間給油量	排出係数 (受入時)	受入ロス	排出係数 (給油時)	給油ロス	大気への排出量		
							処理前	除去率	処理後
名称	B	C	D	E	F	G	H	I	J
A	(kL/年)	(kL/年)	(kg/kL)	(kg/年)	(kg/kL)	(kg/年)	(kg/年)	(%)	(kg/年)
				B×D		C×F	E+G		E×(100-I)÷100+G

給油施設の排出係数

(単位: kg/kL)

	ガソリン	灯油	軽油	その他
受入時	1.08	0.00216	0.00216	0.00011
給油時	1.44	0.00288	0.00288	0.00014

※事業所で排出係数を把握している場合や、排出係数に関して最新の知見がある場合はその値を使用してください。

【1-2 化学製品製造工程】

	原材料、資材等の年度初め在庫量	原材料、資材等の年間購入量	原材料、資材等の年度末在庫量	原材料、資材等の年間使用量	原材料、資材等に含まれる対象物質の含有量	対象物質の年間使用量	対象物質の年間製造量	対象物質の年間取扱量	製造品の製造量	製造品に含まれる対象物質の含有率 対象物質の反応率	対象物質の製造品としての搬出量 対象物質の反応により消費される量	廃棄物に含まれる対象物質の量	土壌への対象物質の排出量	水域への対象物質の排出量	対象物質の大気への排出量		
															処理前	除去率	処理後
															O	P	Q
															(kg/年)	(%)	(kg/年)
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q
	(kg/年)	(kg/年)	(kg)	(kg)	(%)	(kg/年)	(kg/年)	(kg/年)	(kg/年)	(%)	(kg/年)	(kg/年)	(kg/年)	(kg/年)	(kg/年)	(%)	(kg/年)
				A+B-C		D×E÷100		F+G			$\frac{I \times J}{H \times J} \div 100$				H - (K+L+M+N)		$0 \times (100-P) \div 100$

【1-3 洗浄工程】 【1-4 塗装工程】 【1-5 印刷工程】 【1-6 接着工程】

	原材料、資材等の年度初め在庫量	原材料、資材等の年間購入量	原材料、資材等の年度末在庫量	原材料、資材等の年間使用量	原材料、資材等に含まれる対象物質の含有量	対象物質の年間使用量	対象物質の年間製造量	対象物質の年間取扱量	製造品の製造量	製造品に含まれる対象物質の含有率	対象物質の製造品としての搬出量	廃棄物に含まれる対象物質の量	土壌へのお対象物質の排出量	水域へのお対象物質の排出量	対象物質の大気への排出量			
															処理前	除去率	処理後	
															0	P	Q	
															(kg/年)	(%)	(kg/年)	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	H-(L+M+N)		0×(100-P)÷100	
	(kg/年)	(kg/年)	(kg)	(kg)	(%)	(kg/年)	(kg/年)	(kg/年)	(kg/年)	(%)	(kg/年)	(kg/年)	(kg/年)	(kg/年)	(kg/年)	(%)	(kg/年)	
				A+B-C		D×E÷100		F										
							記入不要		記入不要									

【1-7 ドライクリーニング工程】

	原材料、資材等の年度初め在庫量	原材料、資材等の年間購入量	原材料、資材等の年度末在庫量	原材料、資材等の年間使用量	原材料、資材等に含まれる対象物質の含有量	対象物質の年間使用量	対象物質の年間製造量	対象物質の年間取扱量	製造品の製造量	製造品に含まれる対象物質の含有率	対象物質の製造品としての搬出量	廃棄物に含まれる対象物質の量	土壌へのお対象物質の排出量	水域へのお対象物質の排出量	対象物質の大気への排出量				
															処理前	除去率	処理後		
															0	P	Q		
															(kg/年)	(%)	(kg/年)		
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	H-L		0×(100-P)÷100		
	(kg/年)	(kg/年)	(kg)	(kg)	(%)	(kg/年)	(kg/年)	(kg/年)	(kg/年)	(%)	(kg/年)	(kg/年)	(kg/年)	(kg/年)	(kg/年)	(%)	(kg/年)		
				A+B-C		D×E÷100		F											
							記入不要		記入不要			記入不要							

愛知県揮発性有機化合物排出抑制対策推進協議会

事務局 愛知県環境局環境政策部水大気環境課

電話 052-954-6215